

公立大学法人宮崎公立大学保健室業務従事職員に関する規則

平成26年4月1日

規程第124号

(趣旨)

第1条 この規則は、公立大学法人宮崎公立大学短時間勤務職員就業規則に定めるもののほか、保健室業務に従事する職員（以下「短時間勤務職員」という。）の職務、勤務時間等必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 短時間勤務職員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 学生の健康相談に関すること
- (2) その他理事長が必要と認める業務

(給与)

第3条 短時間勤務職員の給与は、月額166,500円とする。

(勤務時間等)

第4条 勤務を要する日は、金曜日を除く月曜日から木曜日までとする。ただし、これらの曜日が常勤の職員の休日に当たるときは、休日とする。

- 2 勤務時間は、午前9時15分から午後5時30分までとする。
- 3 休憩時間は、正午から午後1時までとする。
- 4 前3項の規定にかかわらず、理事長は必要があると認める場合は、勤務を要する日及び勤務時間を変更することができる。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。